

共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正に改めて反対する会長声明

- 1 いわゆる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）が、2017年4月6日、衆議院本会議にて審議入りした。
- 2 本法案の「テロ等準備罪」は、「組織的犯罪集団」の活動として、犯罪の遂行を二人以上で「計画」した者は、そのうち誰か一人でも「準備行為」をすれば処罰できる、という内容を有する。

この点について政府は、「準備行為」に至った場合に処罰するため、単なる内心の意思の段階を処罰するものではない、「組織的犯罪集団」を対象とするもので一般市民が対象となることはない、対象犯罪も限定している等と説明する。

しかし、「組織的犯罪集団」とはいかなる集団を指すのか、その定義及び判断基準は必ずしも明確ではなく、従前適法に活動をしていた団体も、これに含まれる恐れがある。

また、「準備行為」の要件も、例示はあるものの、どのような行為がこれに該当するのか極めて曖昧で、その範囲は不明確といわざるを得ない。

そして、本法案でも、何ら外形に表れる様な行為を行わず、「計画」に関与したという事情があるだけで処罰される者が生じ得る。これは、内心の活動のみを理由とする処罰に途を開くものに他ならず、結社の自由及び内心の自由を侵害し、日本国憲法の諸規定に反する疑いが強い。とりわけ、何ら外形的な行為を伴わなくとも処罰され得ることは、個人の内心の自由を脅かし、その萎縮的効果も極めて大きい。

さらに、本法案が成立すると、次には犯罪の実行に着手する前の捜査の拡大が予想される。そして、このような捜査権限の拡大により、市民の自由な活動を大きく制限する監視社会となることが危惧される。

- 3 共謀罪については、内心の意思を処罰することになる、集会結社の自由を侵害する等多数の反対意見があり、過去3回廃案にされてきた。本法案は、共謀罪の対象犯罪を絞り込むなどの変更を行っているが、内心の自由を始めとする基本的人権への脅威となるという本質自体は、依然として何ら変わりはない。
- 4 既に、当会は、2005年11月14日及び、2015年10月13日の二度にわたり、共謀罪を新設することに反対する旨の会長声明を発しているが、特に、絶対的な保障が及ぶとされる人間の内心の自由への脅威となることに鑑み、改めて、共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正には断固として反対することを表明する。

2017年4月25日

釧路弁護士会
会長 荒井 剛